

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

- 家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課) 88
- 道営土地改良事業変更計画の決定 …… (農業施設管理課) 91
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 …… (治山課) 91
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 91
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 …… (治山課) 91

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (3件) …… 92
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 …… 98

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 …… 98

道監査委員公表

- 監査公表第10号 …… 99

告 示

北海道告示第431号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蝕病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成30年6月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
腐蝕病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
夕張市 平成30年7月17日から同年9月28日まで
岩見沢市 同
美唄市 同

- 芦別市 同
- 赤平市 同
- 三笠市 同
- 滝川市 同
- 砂川市 同
- 歌志内市 同
- 深川市 同
- 南幌町 同
- 奈井江町 同
- 上砂川町 同
- 由仁町 同
- 長沼町 同
- 栗山町 同
- 月形町 同
- 浦臼町 同
- 新十津川町 同
- 妹背牛町 同
- 秩父別町 同
- 雨竜町 同
- 北竜町 同
- 沼田町 同
- 札幌市 平成30年7月2日から同年10月31日まで
- 江別市 同
- 千歳市 同
- 恵庭市 同
- 北広島市 同
- 石狩市 同
- 当別町 同
- 新篠津村 同
- 小樽市 平成30年7月17日から同年10月19日まで
- 島牧村 同
- 寿都町 同
- 黒松内町 同
- 蘭越町 同
- ニセコ町 同

真狩村 同
留寿都村 同
喜茂別町 同
京極町 同
倶知安町 同
共和町 同
岩内町 同
泊村 同
神恵内村 同
積丹町 同
古平町 同
仁木町 同
余市町 同
赤井川村 同
室蘭市 平成30年7月23日から同年9月28日まで
苫小牧市 同
登別市 同
伊達市 同
豊浦町 同
壮瞥町 同
白老町 同
厚真町 同
洞爺湖町 同
安平町 同
むかわ町 同
日高町 平成30年8月1日から同年9月21日まで
平取町 同
新冠町 同
浦河町 同
様似町 同
えりも町 同
新ひだか町 同
函館市 平成30年7月17日から同年9月14日まで
北斗市 同
松前町 同

福島町 同
知内町 同
木古内町 同
七飯町 同
鹿部町 同
森町 同
八雲町 同
長万部町 同
江差町 平成30年8月1日から同年9月28日まで
乙部町 同
今金町 同
せたな町 同
旭川市 平成30年7月23日から同年10月12日まで
士別市 同
名寄市 同
富良野市 同
鷹栖町 同
東神楽町 同
当麻町 同
比布町 同
愛別町 同
上川町 同
東川町 同
美瑛町 同
上富良野町 同
中富良野町 同
南富良野町 同
占冠町 同
和寒町 同
剣淵町 同
下川町 同
美深町 同
音威子府村 同
中川町 同
幌加内町 同

留 萌 市	平成30年 8 月 6 日から同年 9 月 28 日まで
増 毛 町	同
小 平 町	同
苦 前 町	同
羽 幌 町	同
初 山 別 村	同
遠 別 町	同
天 塩 町	同
稚 内 市	平成30年 8 月 6 日から同年 9 月 28 日まで
猿 払 村	同
浜 頓 別 町	同
中 頓 別 町	同
枝 幸 町	同
豊 富 町	同
幌 延 町	同
北 見 市	平成30年 7 月 2 日から同年 9 月 28 日まで
網 走 市	同
紋 別 市	同
大 空 町	同
美 幌 町	同
津 別 町	同
斜 里 町	同
清 里 町	同
小 清 水 町	同
訓 子 府 町	同
置 戸 町	同
佐 呂 間 町	同
遠 軽 町	同
湧 別 町	同
滝 上 町	同
興 部 町	同
西 興 部 村	同
雄 武 町	同
帯 広 市	平成30年 8 月 1 日から同年 9 月 28 日まで
音 更 町	同

士 幌 町	同
上 士 幌 町	同
鹿 追 町	同
新 得 町	同
清 水 町	同
芽 室 町	同
中 札 内 村	同
更 別 村	同
大 樹 町	同
広 尾 町	同
幕 別 町	同
池 田 町	同
豊 頃 町	同
本 別 町	同
足 寄 町	同
陸 別 町	同
浦 幌 町	同
釧 路 市	平成30年 7 月 18 日から同年 9 月 14 日まで
釧 路 町	同
厚 岸 町	同
浜 中 町	同
標 茶 町	同
弟 子 屈 町	同
鶴 居 村	同
白 糠 町	同
根 室 市	平成30年 7 月 9 日から同年 10 月 12 日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同
標 津 町	同
羅 白 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年 3 月 13 日 26 消安第 4686 号 農林水

産省消費・安全局長通知)の方法による。

北海道告示第432号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(晩翠地区経営体育成基盤整備[一般型](農業用排水施設、暗渠排水、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年6月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第433号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年6月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町幌岡581・583の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第434号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市・山越郡長万部町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第435号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年6月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月12日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 名 称 道道泊共和線交付金（茅沼2号トンネル）工事

イ 数 量 トンネル延長L=1,112m 工事幅員W=8.0m

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所 古宇郡泊村、岩内郡共和町

(5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 週休2日モデル工事

本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。

(8) ICT活用モデル工事

本工事は、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書

類について3次元データを活用するICT活用モデル工事の対象工事である。

2 電子入札に関する事項

(1) 本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加（以下「紙参加」という。）することができる。

(2) 電子入札システムに障害等が発生し、電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。

(3) 電子入札システム運用時間は、毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。

(4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 本工事に対応する平成29年北海道告示第16号又は平成30年北海道告示第12号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 過去20年間（平成10年度以降）に、NATM工法による内空断面積40㎡以上かつ施工延長500m以上及び吹付断熱材による凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は、2社以上が満たすこととする。

- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- ケ 本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- (2) 特定建設工事共同企業体の要件
- ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を行うこと。
- エ 各構成員の出費比率は、均等割の10分の6以上であること。
- オ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上がA1に区分されていること。
- カ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上で最大の施工能力を有する者であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
- 4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等
- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に係る書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙参加する場合は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。
- (4) 電子入札システムによる提出期間
平成30年6月12日（火）午前9時から同月29日（金）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）
- (5) 紙による提出期間等
- ア 提出期間 平成30年6月12日（火）から同月29日（金）まで（日曜日及

- び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
- ウ 提出方法 持参又は送付により提出すること。
- 5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等
特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「申請書等」という。）を紙により提出しなければならない。
- (1) 提出期間 平成30年6月12日（火）から同月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
なお、申請書等提出期限の日以降、申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の決定及び競争参加資格確認申請を行う場合においては、平成30年7月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
また、なお書きの申請に係る申請書等の提出期限及び競争参加資格確認申請書等の提出期限は同日とする。
- (2) 提出場所 4の(5)のイに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。
- 6 入札参加資格の審査
この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年7月9日（月）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。
なお、5の(1)のなお書きによる申請に係る審査については、平成30年7月20日（金）までに電子又は書面により通知する。
- 7 契約条項を示す場所
4の(5)のイに同じ。
- 8 入札書の提出方法等
- (1) 入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。
なお、再度入札の場合においても同様とする。
- (2) 入札書の提出期間等

平成30年9月10日（月）午前9時から同月12日（水）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道泊共和線交付金（茅沼2号トンネル）工事入札書等」と朱書きの上、必着とする。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

また、重点的な監督業務の該当工事となった場合、下請状況等調査及び安全パトロールを実施し、その結果を工事施行成績に反映することとする。

(4) 開 札 場 所 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階会議室

(5) 開 札 日 時 平成30年9月13日（木）午前9時30分

9 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間 平成30年6月12日（火）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成30年6月12日（火）午前9時から同月29日（金）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交 付 場 所 4の(5)のイに同じ。

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

(3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費 用 無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札

認める。

14 落 札 者 の 決 定 方 法 等

(1) 入札参加資格を有するものと認められた者は、入札説明書に添付の「標準型総合評価落札方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札説明書に添付の「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案の内容を全て満たしていること。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落 札 者 と 契 約 を 行 わ ない 場 合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

必要とする。

17 予 定 価 格 等

(1) 予 定 価 格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格 設定している。

18 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道

議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(3) 入札の無効

ア 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 技術提案の実現の確実性の審査の実施に当たり、「施工体制に係る積算内訳説明書」（以下「積算内訳説明書」という。）の提出依頼があった場合、期限内（2日間）に「積算内訳説明書」を提出しない者の入札は、無効とする。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。

(7) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。

(8) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

(9) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
イ 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21-1
ウ 電 話 0134-25-2165又は0134-25-2154

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) この入札は、今後、落札者が道が行う指名競争入札に関する指名を停止された場合の仮契約の解除等に関する事項等を追加するための入札公告及び仮契約書の修正を行う場合がある。

(14) 詳細は、入札説明書による。

19 Summary

A Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Tomari Kyowa Line Grants Local road (Kayanuma-2 gou Tunnel) L=1,112m W=8.0m

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., September 13, 2018

C Contact point for the notice : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2165 or 0134-25-2154

北海道胆振総合振興局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月12日

北海道胆振総合振興局長 山口 修 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 151台 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 7台 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア 入札番号1 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

イ 入札番号2 平成30年11月1日から平成35年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年6月12日（火）から同年7月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成30年7月24日（火）午後2時（送付による場合は、同月23日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約のほか、調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台
イ 予定時期 本入札と同時期
- (2)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台
イ 予定時期 平成30年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukouku.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
- (3) 電話番号 0143-24-9565

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Personal Computer 151 1 set
- b Lease of Personal Computer 7 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 24, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than July 23, 2018)

C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-Chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9565

北海道胆振総合振興局告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月12日

北海道胆振総合振興局長 山口 修 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年9月28日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月12日（火）から同年7月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年7月24日（火）午後2時（送付による場合は、同月23日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約のほか、調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 151台

イ 予定時期 本入札と同時期

(2)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 7台

イ 予定時期 本入札と同時期

(3)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台

イ 予定時期 平成30年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
 (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
 (3) 電話番号 0143-24-9565

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 1
 B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 24, 2018
 (If mailed, bids must arrive no later than July 23, 2018)
 C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-Chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
 Phone : 0143-24-9565

北海道渡島総合振興局告示第112号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月12日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 入札番号1 自動車(乗用自動車) 1台(貨物兼乗用自動車1台と交換)
 - (2) 入札番号2 自動車(貨物兼乗用自動車) 1台(貨物兼乗用自動車1台と交換)
- 2 落札を決定した日
平成30年5月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏名 函館日産自動車株式会社
イ 住所 函館市石川町60番地
 - (2)ア 氏名 トヨタカローラ函館株式会社
イ 住所 函館市昭和4丁目36番36号
- 4 落札金額
 - (1) 2,132,810円
 - (2) 1,447,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月20日付け北海道渡島総合振興局告示第71号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月12日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - (1) 予定契約電力(1kW当たりの単価) 16校17か所 合計1,362kW
 - (2) 予定使用電力量(1kWh当たりの単価) 16校17か所 合計3,426,189kWh
- 2 落札を決定した日
平成30年4月26日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社パネイル
(2) 住所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- 4 落札金額
(1) 基本料金 1,223.45円
(2) 電力量料金 15.32円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年3月16日付け北海道教育庁後志教育局告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成30年6月12日

北海道監査委員 長 尾 信 秀
北海道監査委員 須 田 靖 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹